

掲示期間 12.27～1.5

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月27日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第5号

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程

新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改める。

第30条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約書に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、契約書の作成及び交換を行つたものとみなす。

第45条の見出し中「及び工期の起算」を削り、同条第1項中「特に指定しない」を「工事の着手の時期を指定しない」に、「契約書交換の日又は請書提出の日」を「契約書又は請書に記載する工期の始期」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。